

広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 第66号 2017 41-49

# 戦後教員養成の出発における 「教育原理」の導入に関する研究

— 東北大学初代教育学部長細谷恒夫の理念と学科課程案から —

久 恒 拓 也

(2017年10月4日受理)

The Implementation of the “Principle of Education”  
in Teacher Education Programs in Post-War period:  
Focusing on the Concept and Curriculum designed by Tsuneo Hosoya,  
the First Director of the Department of Education of Tohoku University

Takuya Hisatsune

**Abstract:** The aim of this study is to elucidate what kind of curriculum was designed for post-World War II teacher education. The focus lies on Tohoku University's Department of Education. I look at the role of the “principle of education” in teacher education program. The department is the nationwide organization that was created by the incorporation of normal school that is the organization of compulsory teacher training into imperial university. Looking the situation in the context of the reform period, the creation of the department represented an ideal leader in “teacher training in universities” because the university could provide high-quality instructor education, and it was based in a research university. The following two points were revealed. (1) “Principle of education” was emphasized by requiring rather junior course than senior course. (2) Hosoya plan had the feature that it imposes many subjects related to teacher teaching on students. In fact, however, the curriculum with many free elective subjects was implemented.

**Key words:** Teacher Training in the University, Post War, Educational philosophy, Curriculum, Principle of Education

**キーワード:** 大学における教員養成, 戦後, 教育理念, カリキュラム, 教育原理

## はじめに

戦後日本の教員養成は、旧師範学校制度の清算によって大きくその理念を刷新し、全て大学で行なうこととなる（「大学における教員養成」の原則）。どのような大学で行なうべきかについては、日本の教育有識者で構成される教育刷新委員会（以下、教刷委）の議論からも明らかなように、教員養成を目的とする大学の是非が問われ、それを軽視する見方ないしは不要論が基調をなしていた<sup>1)</sup>。

一方、教刷委での議論に先立ち、民間情報教育局（CIE）と玖村敏雄師範教育課長を中心とする文部省官僚との間では教職教育の必要性を前提とし、教員養成を目的とする学校の存続・発展を目指す改革に着手しつつあった<sup>2)</sup>。養成制度構築にあたり主導権を握っていたのは彼らであり、幅広い視野や高い学力・教養が教員にとって大事であるとする意見が多数派を形成していた教育刷新委員会の学芸大学構想<sup>3)</sup>とは全く別の考え方で動いていたのである。

理念と実態にずれが生じていた中で、多様な大学に

教員養成の仕手となる機会を保障する「開放制」原則と、教育職員免許法が規定する一定数の教職科目の必修化によって養成制度は実現をみた。ただ、同法が定めたのは最低基準に過ぎず、養成教育の内容や方針については各大学に一定の裁量権があった。そこにどのような創意工夫を施すかが、「大学における教員養成」に大きく期待されていたといえる。

上述の状況下で、教員養成教育はいかにして構想され、現場レベルで体现されたのであろうか。特に国立大学教育学部の動向は、「清算」の対象になっていた師範学校を抱えて発足した点で重点的に検討されるべき対象であろう<sup>4)</sup>。戦後教員養成の出発を探る試みはそう多くなされていない<sup>5)</sup>が、最新の研究では、教養教育によって「師範タイプ」を克服するという改革当初の理念は、カリキュラムや教員スタッフ形成過程で後退していったとの指摘がある<sup>6)</sup>。また、複数の教育学部（学芸学部・学芸大学も含む）で小・中学校の免許状を取得可能にするような効率的な養成が行なわれたことや、小学校教員養成の専門的学修内容に関する発想の貧困さなど、1949～52年当時の具体的な課題が緻密に描かれるようになってきた。

本稿では、先行研究の対象から漏れており、かつ戦後教員養成史において重要な位置にある東北大学教育学部に焦点を当てる。その意義については紙幅の関係で拙稿<sup>7)</sup>に譲るが要点のみ述べると、同学部は帝国大学と師範学校が合併してつくられた唯一の組織であり、高いレベルの「学問研究」と「義務教育教員養成」の融合、すなわち「大学における教員養成」を体现可能な位置にあったためである。また、その位置づけが教員養成課程の分離独立（宮城教育大学設立）によって失われたのも、注目される由縁である。

東北大学教育学部は、教員養成史研究の中でトピックとして触れられることは少なくないが、1965年の宮城教育大学設立までの間、どのような教育が行なわれたのかという内実に入り込んだ研究はほとんどない。「大学における教員養成」の実際を丹念にみていく作業が必要といえよう。

先の拙稿においては、戦後初期の教員養成体制を調査分析し、小学校教員養成の文脈からは体制を構築していたとはいえず、宮城師範と東北帝大の分業的色合いが濃かった点を指摘した。しかし、学部教育のあり方を示す学科課程等の分析には至っていない。別の拙稿<sup>8)</sup>では、教育学部学生がどのように授業科目を履修していたのかを学籍簿から解明している。ただ、他学部における教科専門科目に絞った分析であり、教職科目の検討が課題として残されている。

これらの課題を意識し、本稿では教育内容面に直接

触れるわけではないが、その出発点の追究という意味で、学部創設の責任者であった細谷恒夫（旧法文学部教育学講座教授）が学科課程をどう設計していたのかを、彼が残した学部創設関係資料から分析・考察する。

後述するように、教育学部の組織は教育教養部（宮城師範を母体とする）と後期課程に分かれており、今回主な対象とするのは後期である。教員養成や学部の構想を練るうえで4年間を通じたカリキュラム作成が重要となる。しかし、東北大学の事例においてより重要なのは、義務教育教員の養成に関し戦前からの連続性を持つ師範学校よりも、新規参入になる後期課程での教育であると考ええる。

よって、細谷が学部後期課程において教員養成課程の教職教育をどのように構築しようとしていたのかを解き明かしたい。なお、分析は教職科目のうち、手始めに「教育原理」科目に集中して行なう。2017年現在において「教育原理」は制度的に教職課程に必置の科目ではない。しかし、新制大学発足時点（1949年）では幼・小・中・高校すべての免許取得において必修と定められており、教職教養を構成する重要な科目とあってよかった。

## 1 教育学部創設の背景と史料の概要

東北大学教育学部の創設は、総合大学での教員養成の実験という重要な意味を持っていたが、その経緯をみるに他律的に行なわれたという性格が強い。というのも、大学に単独昇格を望む宮城師範学校と、師範を吸収することで学部の水準を下げたくない東北大学は、双方とも合同での学部創設には反対だったからである。そこに占領政策の流れが加わり、国立大学設置に関する11原則（1948年7月）に基づいて宮城県は国立大学一校と決せられた。

1948年8月頃に始まった合併交渉は難航を極めたが、細谷は合同での創設を教員の持っているある種の劣等感を拭い去る好機ととらえ、学生が高いレベルの学問と研究の自由を享受するような創設理念を掲げた（細谷構想<sup>9)</sup>）。最終的に前期教養課程を師範側で構成する教育教養部が、後期専門課程を帝大側が受け持つという形で学部組織が構築された<sup>10)</sup>（1949年4月、東北大学評議会にて承認）。

細谷は、宮城師範との交渉を進めると同時に、様々な文書資料を作成しながら学部の骨組みを作り上げていったようである。表1に示すように、1948年以降は教職課程に関する学科課程基準案が大学基準協会等から出される動きがあり、各大学のカリキュラムもそれに影響を受けたと思われる。細谷が最初に学科課程案

戦後教員養成の出発における「教育原理」の導入に関する研究  
 — 東北大学初代教育学部長細谷恒夫の理念と学科課程案から —

表1 細谷文書と教員養成改革関係年表

	大学制度・教員養成改革動向	東北大学教育学部創設動向、細谷文書関係資料
1946年		
3月	第一次米回国教育使節団報告書	
4月	玖村敬雄 文部省学校教育司師範教育課長就任	
7月	文部省「教師の再教育について」プラン提示	
8月	文部省「アメリカ教育使節団報告書に基づく教師対策」	
9月19日	文部省「教員養成制度刷新要項」	
11月	Verna A. Carley bがCIEに教師教育担当官として着任	
12月	『大学に於ける教育学科のカリキュラム—東京第一師範学校案』	
12月27日	教刷委「一、教員養成について」採択（第17回総会）	
1947年		
1月	教師養成研究会 発足 文部省「学科課程案の研究について」（通牒）	
5月9日	教育刷新委員会「教員養成に関すること 其の一」を採択	
7月	大学基準協会発足	
9月9日	文部省「教員養成制度刷新要項」	
9月26日	教育刷新委員会は養成制度の立案主体から外される	
10月3日	教育刷新委員会「教員養成に関すること 其の二」採択	
10月4日	文部省「教員免許法基本要綱案」	
12月15日	文部省「教員養成制度刷新要綱案」	
1948年		
1月15日	大学設置委員会発足	[7-10]「新制大学における教職的教養基準設定に関する提案」
3月10日	大学基準協会に教職課程基準分科会発足	
3月11日	大学基準協会教員養成基準分科会「新制大学における教職的教養基準設定に関する提案」採択	
4月	『日本における高等教育の再編成』	
6月	「学芸大学の形態」	宮城師範「宮城教育大学設立申請書」
7月6日	CIE 国立大設置に関する11原則提示	
7月17日	帝国大学総長会議にて教育学部設置指導あり	
7月30日		東北大学「東北大学設置認可申請書」
8月	大学設置委員会 新制大学設立に向けた書類審査開始	[1-4]師範を包摂せざる場合の教育学部設置要綱(昭和23年8月12日以前?) [2-1]教育学部設置要綱 細谷私案 8月12日宮城師範と合併する場合の大学側の方針を公開（合併交渉開始）
9月	大学設置委員会「小学校教員養成課程最低基準（案）」「中学校教員養成最低基準（案）」	[6-2]小学校教員養成課程最低基準（案）
9月11日	文部省「大学に於ける教職課程の基準（案）」	[6-13]大学に於ける教職課程の基準(案) [6-16]教員養成を主とする学芸大学基準
9月17日	大学設置委員会「教員養成を主とする学芸大学基準（案）」を採択	
10月22日	教員養成に関すること その2（教刷委）	
11月	新制大学実地視察	
12月	大学基準改訂	年末より合併交渉中断
12月16日	「教員養成を主とする大学の学科及び講座について」（文部省通知）	[2-2]宮城師範学校および宮城青年師範学校との合併によってできる東北大学教育学部設立の根本方針ならびに教科課程 細谷恒夫氏原案（昭和23年末頃か）
1949年		
1月12日		「修正東北大学設置認可申請書」を提出
3月		合併交渉を再開
4月		評議会にて合併が承認される。
5月	教育職員免許法公布	[19-9]東北大学教育学部設置に関する要望（宮城師範申し入れ 5月25日）
9月	同法施行	1949年度前期開講（新制大学一期生入学）
11月	基準協会が「学芸学部基準」を審議	
1950年	第5・6期IFEL『教育原理』、東京教育大学『教育原理』	
		1月 東北大学教育職員養成審議会発足 6月 教育学部拡充審議会発足 10月 教育学部準備委員会発足 11月 教官会議において、小学校教員養成課程の履修方法は「教育学部長と皇教授が主となって研究すること」に決定(教官会議) [21-1]教育科学科後期二年履修方法 [21-10]教育学部整備計画(細谷私案) (昭和25年?) [22-2]S26年度授業計画 [22-4]教育学部後期二年履修方法 [23-15]教育学部後期カリキュラム
1951年		
4月	文部省大学学術局教員養成課「教育学部運営要領」4月26日	教育学部二年課程設置(注2) 新制大学第一期生、後期学部進学
6月	学芸学部基準 決定	[6-23]教育学部基準(案)4月7日 [24-16]教育学部後期課程履修方法(昭和26年)
1952年	日本教育大学協会編『教育実習の手引』刊行	
4月	細谷、教育学部長を辞任	[東北大学歴史公文書 教務関係係]1952年度後期課程履修方法 教官会議において、教材研究を教科教育法で代用することが承認される

注1. 本年表は「細谷恒夫文書」目録及び、海後宗臣編(1971)、高橋(2012)、東北大学百年史編集委員会(2003)をもとに筆者作成。

注2. 右寄せは細谷文書に含まれている関連資料を示し、下線のあるものは本稿で検討したものを示す。[ ]内は整理番号である。

を作成しているのも1948年からであるし、上述の基準案が細谷文書にも含まれているからである。彼の教員養成構想が全く独自のものではなく、外部から何らかの影響があった可能性も視野に入れ、史料をみていく。

本稿では、東北大学史料館に所蔵されている①「細谷恒夫文書」と②教務関係の公文書を主史料とする。前者は「戦後教育資料総合目録」に挙げられているもので、細谷が学部創設にあたって収集・作成したメモ、私案、所管等からなる。マイクロフィルム本体とそれを紙焼きにした冊子版の両方が保管されている。学科課程（案）を記載しているもの5つのうち、教職科目について記載している4つを抽出して分析する<sup>11)</sup>。後者の綴は正式な名称を「教務関係（二ノ二）昭和27年」という。それは細谷文書に含まれていない1952年度の学科課程と履修方法を記す冊子を綴じているため、本論を進めるに必要だと判断した。

表2 教育学部の学科課程（案）

名称	作成年代	本稿での呼称
教育学部設置要綱 細谷私案	1948年8月12日以前	私案A、私案B
宮城師範学校および宮城青年師範学校との合併によってできる東北大学教育学設立の根本方針ならびに教科課程 細谷恒夫氏原案	1948年末頃か	原案
教育学部後期カリキュラム	1950年	カリキュラム
教育学部後期課程履修方法	1951年(?)	51年版履修方法
1952年度後期課程履修方法	1952年	52年版履修方法

## 2 学科課程（案）の検討1—小学校教員養成における「教育原理」—

本節では、小学校教員養成における「教育原理」の位置づけという観点から、学科課程（案）がどのような変容をみせたのかを分析する。小学校教員養成に着目するのは、戦前の制度と比較して、大学で行なわれる意義がより大きいとされる<sup>12)</sup>からである。各学科課程の教職科目履修基準を示せば次頁表3の通りである。

まず、「教育学部設置要綱 細谷私案」（1948年8月）から検討しよう。「私案」は39枚で構成されており、その中に2つの学科課程案が含まれている。ここでは史料の綴じてある順序の早い方を「私案A」、遅い方を「私案B」と呼称する。

「私案A」の学科名称には教員養成課程を示唆する標記はみられないが、「学校教育科」がそれに最も近いと判断した<sup>13)</sup>。学校教育科は必修単位として「学校教育史」や「教育方法論」、「教育制度経営論」などを挙げているものの、「教育原理」はそれらと異なり選択単位に設定されている。一方、「私案B」には「小

学校教育（幼稚園教育を含む）」という学科名が設けられ、その履修基準では「教育原理」は必修単位数4としてある。また、表中には記していないが、史料を確認したところ、中学校教育学科・高等学校教育学科においても必修単位であった。

次に検討するのは、「宮城師範学校および宮城青年師範学校との合併によってできる東北大学教育学設立の根本方針ならびに教科課程 細谷恒夫氏原案」（1948年末頃か）である。この「原案」は作成時期が完全には特定されていないという史料的制約がある。しかしながら、1～4年を通じての単位配当がわかる初出の文書であるため、無視するには大きい情報といえる。

「原案」における小学校教諭養成課程の履修基準は、全体的にみると、それまで見られなかった卒業論文や小学校の各教科教育が現れるようになり、精密さを増している。ただ、「教育原理」の名称はあるが第1,2学年での必修となっている。しかも「教科課程」と「教育指導及方法」を合わせた3科目の中から4単位を選択必修することを求めているため、必須の教職教養という位置づけは薄れている。なお、「私案A」から継承されているのは、「教育社会学」や「教育行政学」を必修科目に定めている点である。新規的な特徴としては、「学校管理」を前期課程と後

期課程の両方で必修として課していることがわかる。

第三に「教育学部後期カリキュラム」（1950年か）を検討する。この段階になると学科名が正式な「学校教育学科第一部（小学校教諭養成課程）」となっている。「カリキュラム」の大きな特徴は、教職科目の必修指定が「教育社会学」と「小学校の管理と経営」の2科目計8単位のみと定められていることである。他に12単位の履修を課せられているが、それらは自由選択となっている。後述するが、この事情は免許法の必修科目が前期教養課程で履修済となる制度の影響があり得る。ともかく、「カリキュラム」では教職科目の必修をほとんど設けない意味で自由度の高い学科課程となっていた。

第四に検討するのは、新制大学第一期生が3年次に進学してくる1951年に使用されていたと思しき「教育学部後期課程履修方法」である。教職科目の規定は「カリキュラム」と同一なので特に分析上大きい意味を持たないが、前出の「カリキュラム」の内容が実際に運用されていた可能性を高める史料として挙げておく。この「履修方法」においても自由選択の必修科目が多く設けられていることがわかる。

表3 学科課程（案）における小学校教員養成課程の教職科目の設定

史料呼称	私案A	私案B	原案		カリキュラム 1951年版履修方法	1952年版履修方法					
学科名等	学校教育科	小学校教育	小学校教諭養成課程		学校教育学科第一部 (小学校教諭養成課程)	左記に同じ					
			1、2学年	3、4学年							
教職科目	教育原理	4	教育原論	4	教育原理	}	4				
					教科課程			2	教育課程論	4	
					教育指導及方法			2			
					教育哲学	4					
	学校教育史	4									
	教育史概説	4	教育史	4	教育史	4					
	幼児教育論	4	幼少年教育論	12(+8)							
	初等教育論	4									
	中等教育論	4	青年教育論	4							
	特殊教育論	4	特殊教育論	4							
	教育心理学	4	教育心理学第一	4	教育心理	2					
			教育心理学第二	8	教育心理学	4					
	教育社会学	4	教育社会学	4	教育社会学	4	教育社会学	4	教育社会学	4	
	教育行財政	4	教育行政学	4	教育行政学	4					
	教育制度経営論	4									
	学校衛生学	4			学校管理	2	2	小学校の管理と経営	4	小学校管理	4
	教育方法論	4									
	教育内容論	4									
	社会教育論	4									
	教育学演習	2									
	教育実習	4			教育実習	4	4				
			人文科教育方法論	}	国語教育	1					
			社会科教育方法論		社会科教育	1					
		自然科教育方法論	理科教育		1						
			数学教育		1						
			音楽教育		1						
		芸能科教育方法論	美術教育		1						
			体育指導		1						
		職業科教育方法論	家庭教育		1						
							選択	1/2	自由選択	1/2	

※数字は単位数を表す。斜体は選択必修であることを示す。

最後に取り上げるのが、「1952年度 後期課程履修方法」である。これは大学事務が取り扱っていた教務関連公文書に含まれていたため、実際に学生にも配布されていた可能性が十二分にある。ここでも大きな変更はなく、必修の選択肢に「教育課程論」が加わっているだけである。他の自由選択単位数も12のままである。このように、学部後期課程に学生が入ってくる段階では、教職科目の履修基準は非常に条件が緩く設定されるようになっていたことがわかった。

### 3 学科課程（案）の検討2—外部の教職課程基準案等の影響—

第2節でみたように、1948年中に作成されたと思しき細谷案においては、「教育原理」を4単位と設定されていた。必修か選択かの違いはあるが、「私案」においては後期課程での教育内容として構想されていたとみえる。他にも学科課程の全体的特徴として、必修の教職科目数が少なくなかった点を指摘できよう。

ところが、充実した科目のラインナップは残しつつ

も「原案」では、「教育原理」を前期課程で履修する設定にしている。この原因は一体どういうところに求められるだろうか。さらに、「カリキュラム」以後は、「教育原理」という名称は学科課程からなくなり、他の教職科目についても自由選択のカテゴリーに多く組み込まれている。そうした変容は如何にして生じたのであろうか。本節ではこれらの点を検討するため、各史料を、同年代に文部省等によって作成された教職課程の基準案と比較し分析する。

#### 3-1 「私案」と「新制大学における教職的教養基準設定に関する提案」の比較

ここでは出発点として、1948年3月11日付「新制大学に於ける教職的教養基準設定に関する提案」<sup>14)</sup>を「私案」と比較検討してみよう。上記「提案」は大学基準協会教員養成基準分科会が採択したものである。教員養成改革に対し実行性を持ちしなかったが、高い教職的教養を教員に求める新しい試みとしては注目に値する<sup>15)</sup>。高校教員に対する基準とされているが、中学

校・小学校教員に関しては「単位の総数及び教育実習の単位数につき別に考慮するものとする」とされており、教職課程の内容自体が大きく異なるわけではないことが示唆されている。

「提案」によると、教職的課程は以下の4部門に分かれる、とある。すなわち1. 原理的部門（教育原理、教育史）、2. 社会的部門（教育社会学、教育行政、社会教育）、3. 心理的部門（教育心理学、発達心理学、教育評価）、4. 技術的部門（教育方法論、教育指導論、学校経営論、学科課程論、学校衛生論）である。下線のある4科目各2単位合計8単位を必修とし、その他に2部門にわたって8単位、これらに教育実習4単位を加えた総計20単位を課す設定である。

対して「私案A」では必修科目を学校教育史、教育方法論、教育内容論、教育心理学、教育行財政、教育制度経営論、教育学演習、教育実習としており、教育原理も選択単位となっていることから、「提案」との共通性をあまり見出すことができない。

「私案B」の必修科目には、教育原論、教育心理学第一、教育心理学第二、人文科教育方法論、社会科教育方法論、自然科学教育方法論、芸能科教育方法論、職業科教育方法論、幼少年教育論、青年教育論、特殊教育論の総計48単位が計画されている。教育原論(原理)は必修に載せられているものの、全体構成の違いから、「提案」を強く意識して作成したわけではないことがうかがえる。これらの点から、1948年夏頃までの細谷は中央の教員養成改革動向に敏感ではなく、独自の教員養成構想を抱いていたことが推察できよう。

### 3-2 「原案」と1948年9月の大学設置委員会諸基準案の比較

「原案」の作成年代が1948年末頃とされているので、それ以前に大学設置委員会が作成した重要な基準案<sup>16)</sup>「教員養成を主とする学芸大学基準(案)」(9月17日採択)、「小学校教員養成課程最低基準(案)」(9月付)と比べてみよう。前者は教員養成大学・学部の実質的な設置基準とされ、教員養成の目的機関としての性格を規定していた。後者は学芸大学基準(案)と同時期に作成されており、中学校版もある。教職科目の構成が前者とは多少異なることもあり、分析材料に加える。まず、両基準案における教職科目の一覧を示せば表4のとおりである。左欄と右欄を対照すれば、「教員養成を主とする学芸大学基準(案)」がより「原案」との類似性が強いとがわかる。この段階では宮城師範の包摂も視野に入れ、義務教育教員養成のミッションを果たすための学科課程が組まれていたことがうかがえ

る。「教育原理」については、第2節で前期課程における履修が構想されていることを確認した。「学芸大学基準(案)」に示されていない「教育原理」がなぜに「原案」にあるのかは定かでないが、これは細谷の「私案」から引き継いでいる特徴ととらえたほうが自然であろう。

表4 大学設置委員会基準(案)の教職科目

教員養成を主とする学芸大学基準(案)	小学校教員養成課程最低基準(案)
教育学及び教育史	教育学 教育史
教育社会学	教育社会学
教育心理学	教育心理
教育制度及行政	
教科課程	
教育方法及指導	
成人教育及特殊教育	
教育実習	教育実習
	学校管理及び学校組織
	学校衛生
	児童の成長と発達

注：下線のあるものは「原案」にも記載がある。

### 3-3 「カリキュラム」と教育職員免許法施行規則の比較

教育職員免許法施行規則自体は「細谷文書」内に確認できないが、教育学部の学科課程に少なからず影響を与えたと予想される。施行規則では、小学校教諭の教職専門科目として「教育心理学・童心理学(成長と発達を含む)、教育原理(教育課程、教育方法及び指導を含む)、教育実習について夫々4単位以上」総計25単位が要求されている。これに対して「カリキュラム」は必修に「教育社会学」「小学校の管理及び経営」を設定し、その他の選択科目12単位を課しているため、施行規則の内容と合致はしない。この特徴が後継の51年版・52年版履修方法にも現れていることは第2節でみた。

それでは施行規則の要求はどこまで満たされているかということ、それは前期課程の履修基準においてである。1950年版の『東北大学教養部学生便覧』<sup>17)</sup>を開くと、そこには教職専門科目だけでなく、教科専門科目についても施行規則に記された内容と同一の履修規定が敷かれていたことがわかる。1949～50年度の教育学部

入学生は、当時の教員急需に応じて国立大学に広く設置された「二年課程」としての性格も持ち合わせていた<sup>18)</sup>ため、こうした状況を招いたとみえる。

したがって、施行規則の定める教職科目は前期課程在籍中に修め終えることになる。つまり、教育学部後期に進学した者は、そこで履修する教職専門科目が小学校教諭免許状を得ることにほとんど影響しないのである。表1にあるように、1950年11月に入ると、小学校教員養成課程の履修方法は「教育学部長と（宮城師範学校から移管した）皇教授が主となって研究すること」となっている点は、教員養成課程の履修方法が現実的な形に変わっていった要因とも考えられる。この段階になると、「教育原理」も含めた教職科目の履修について、学科課程からその方針はあまりうかがい知れなくなるのである。

ともかく、施行規則の影響力は東北大学教育学部前期の学科課程運用において相当強いものがあつたとみえる。ところが、後期課程においては逆に免許法から解放された自由度の高い学修を可能としていた。このような学科課程を定めたことは学生の自由尊重とも放任主義ともいえよう。後期課程に学生を送り出す教育教養部教員の間では、選択科目についての履修指針が示されていないことが「学生が拠所を失う」<sup>19)</sup>という点で問題である認識されており（学科課程研究委員会）、少なくとも放任主義を危惧する考えがあつたことがわかる。ただし、「各専攻において選択科目の範囲ならびに選択方法について明確な指針を与えることが必要である」<sup>20)</sup>という表明もされていることから、教員養成教育の内容をある程度固定化する志向が学部草創期から存在していたともいえよう。

## おわりに

以上、本稿では、東北大学教育学部の創設期において、教員養成課程にどのような学科課程が敷かれようとしていたのか（また実施していたのか）を、「教育原理」科目や中央の教員養成改革動向と照らして分析・検討した。そこから明らかになった点をまとめて、考察を加えた。

1948年中ごろまでは、学科課程の作成権限は細谷が握っており、彼の獨自性が強く出ていた。それは何かというと、教職科目の種類や単位数を多く設定していたことである。「教育原理」は指定の必修科目であることもあつたし、選択必修として課せられることもあつたが、いずれにしても教員養成教育の必須内容としてラインナップにあがっていた。

この特徴は、宮城師範学校との合併が現実味を増し

た48年末作成と思しき「原案」史料において変容を見せる。「教育原理」は前期教養課程での履修科目になり、後期での履修は想定されなくなる。そうなると、後期課程における「教育原理」の履修は学生の自主性にまつことになる。

第1節で述べたように、前期課程を受け持つ教育教養部は宮城師範を母体につくられることになるため、例えば「教育原理」を前期のみで履修することになれば、師範学校教員による教授が行なわれることになる。これにより、教員養成教育において重要な科目の一つが戦前との連続性を強く持つことになり、細谷構想にあつた「師範学校の風潮を一掃して自由な研究と信念を育成する（注9参照）」ことにはつながりにくい環境をつくってしまうことが考えられる。

教育学部学生が履修する教職科目は「教育原理」のほかにも多くあるが、1950年以降の学科課程を見る限り自由選択が多く、当事者からも放任主義であることが懸念されていた。それは、「教育原理」を含む教育職員免許法施行規則で要求された最低限度の教職科目を前期課程で修得し終える構造をもって学部教育が開始されたことにも一因があろう。

戦後教員養成の出発においては、学科課程（案）を当初の構想を大きく転換して実際に合わせていかねばならず、「大学における教員養成」の具現化を期待されていた東北大学といえども、教職教育の内容・配置に関する独自の試みを行なうことには困難が伴っていたといえよう。本稿の残された課題として、学生の教職課程の履修履歴調査や、教職科目の内容、それを担当する教員の思想などを分析することが挙げられる。

## 【註】

- 1) 山田昇「教育刷新委員会におけるアカデミシャンズとエデュケーショニスト」『和歌山大学教育学部紀要 教育科学』20号、1970年、pp. 87-96。
- 2) 高橋寛人「CIEの会議報告書からみた占領初期における教師教育改革」『戦後教育史研究』第24号、2010年、pp. 1-16。
- 3) 教育刷新委員会では教職教養の重要性、ひいては教員養成を目的とする大学の必要性をめぐる対立が取りまみせなかった。その状況に終止符を打つため、教養教育（リベラル・アーツ）をベースとしながらも教員養成を主たる目的とする大学を設定してはどうかという案が務台理作より提示された。同案は「学芸大学構想」とよばれ、文学・理学などの古典的学問に基づいている点で大学関係委員を領かせ、同時に教員養成もミッションと

- して外さない点で教員養成諸学校関係委員の納得も得られた。しかしながら、そうした玉虫色の案であったことが、当時の議論の限界を示してもいた（浜田博文「教育刷新委員会における論議」TEES研究会編『大学における教員養成』の歴史的研究—戦後「教育学部」史研究』学文社、2001年、第2章、pp. 77-97。
- 4) 実際には清算され得なかったという言説があり、詳細に検討すべき課題である。例えば大学設置委員会の一員として教員養成大学・学部の審査を担った上原専禄は、師範学校の新制大学への転換が文字通りの刷新というわけにはいかなかったこと、つまりは教員養成大学化を防げなかったことを「禍根」として次のように振返っている（上原専禄「学問研究と教員養成」国民教育研究所『教員養成問題 その1《課題研究報告》』私製、1963年、東京大学教育学部図書室蔵、pp. 158-159）。
- （学芸大学・学部へ一筆者補足）転換しようとする側は、年次計画で変えていくからぜひ許可してほしいと云ったのですが、許可を出さず転換させなかった。しかし、いろいろの関係者から苦衷を訴えられる。そんなことで二年目にととう認めてしまったのです。つまり最初のアイデアとはまるでちがったかたちで承認してしまった、せざるをえなかった、ということの中に、実は今日学芸大学のもっている主要な問題の禍根がある、そう思われます。
- 禍根というのは、その当時から、すでに学芸大学・学部が教員養成大学化を目指していたということです。実は学芸大学は東大の教養学部みたいなものを考えていたのですが、文部省も教員養成大学という方向へ機能させようという方面にばかり集中していった。
- 5) 海後（1971）の第三章「学科課程の改革」（山田昇執筆）は、教員養成大学・学部4校の学科課程から、学芸大学・教育学部・学芸学部それぞれの性格を解明したが、学部の学科課程をどのように構想していたかは東京学芸大学以外では検討していない。TEES研究会（2001）は教育学部の成立過程解明の対象数を広げて「大学における教員養成」の課題を考察している。しかしながら、史料上の制約もあってか、成立時の学科課程の分析にはほとんど手が及んでいない。このほか、米国の教師教育に戦後教員養成のベースがあるところ、CIEの会議文書や東京第一師範学校との連携・交渉などを分析する方向性の研究もある（北神（1994）、高橋（2010）、橋本（2003）など）。
- 6) 山崎奈々絵『戦後教員養成改革と「教養教育」』六花出版、2017年。
- 7) 久恒拓也「新制大学発足時の「大学における教員養成」体制—東北大学の教員審査書類の分析を中心に—」『日本の教育史学』第57集、2014年、p. 71。
- 8) 久恒拓也「新制総合大学における小学校教員養成体制の実態—東北大学教育学部学生の履修分析から—」『日本教師教育学会年報』第24号、2015年、pp. 94-104。
- 9) 細谷構想は次の3つから成る。①教育に関する高い水準を持った原理的研究と教育の実際を行い得るような組織と人員を整備すること、②教育学部の学生にできるだけ他学部の学生と同様な待遇を与え、教員希望者に高い誇りを持たせるようにすること、③従来の師範学校の風潮を一掃して自由な研究と信念を育成する学風を確立したいこと、である（東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史4 部局史1』東北大学研究教育振興財団、2003年、pp. 375-376）。
- 10) 教育学部の教育制度について概述しておきたい。前期課程に入学した者は、基本的に小学校教諭養成課程または中学校教諭養成課程に属する。若干名が特殊教育学科に配置される。そこで教養教育や二級免許状取得に必要な科目を学修した。教養部はいくつかの分校に分かれており（4校の時代もあれば、2校の時もあった）教育学部の前期学生のみが教育教養部で受け持たれた。他学部の前期学生はそれぞれ別の分校に所属すること、つまり学部による縦割りの制度を敷いていた。
- 後期課程への進学を希望する者は、次の各学科の定員の範囲内で、成績にもとづく選考により配属される。教育科学科約20名、学校教育学科第一部（小学校教諭養成課程）約100名、学校教育学科第二部（中学校教諭養成課程）約80名、特殊教育学科若干名である（東北大学教養部『昭和25年8月 学生便覧』（東北大学史料館所蔵学内刊行物）参照）。
- 11) 表2に示していない「細谷文書」所収の関連史料は「教育学部後期二年履修方法」である。これを分析対象から外したのは、教科専門科目の履修基準しか記載していなかったことに因る。
- 12) 岩田康之「教員養成カリキュラムにおける「大学」性」『日本教師教育学会年報』第9号、2000年、pp. 14-20。
- 13) 教育学部後期の教員養成課程所属学生が配置され



- る学科名は「学校教育学科」である。同学科第一部は小学校教諭，第二部は中学校教諭というように区分されている。
- 14) 「細谷文書」7-10を参照した。大学基準協会の教員養成基準分科会書類綴に収められているもの（この出典情報は注15の海後編著，p. 188による）と内容は同じ。
- 15) 海後宗臣編『教員養成 戦後日本の教育改革 8』東京大学出版会，1971年，pp. 174-176。
- 16) 本稿では「細谷文書」に含まれていた「教員養成を主とする学芸大学基準（案）」および「小学校教員養成課程最低基準（案）」を参照したが，両者は国立教育政策研究所蔵「戦後教育資料」（V-10）に所収のものと同一である。
- 17) 東北大学教養部『昭和25年8月 学生便覧』（東北大学史料館所蔵学内刊行物）p. 52。
- 18) 1949，50年度は入学時に四年課程と二年課程を区別していない（東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史1 通史1』東北大学研究教育振興財団，2007年，pp. 593-594）。
- 19) 「教育学部学科課程研究委員会報告Ⅱ 教育学部の課程全般に関する所見」（「細谷恒夫文書」23-21，作成年は1950年，月日不明）より引用。委員は長谷川松治，山口真守，村田良一，高橋金三郎。
- 20) 同前。
- 【参考文献】**
- 北神正行「戦後教員養成カリキュラムの形成—教職教育の内容と構造の分析を中心に—」『岡山大学教育学部研究収録』95巻1号，1994年，pp. 87-98。
- 玖村敏雄編『教育職員免許法施行規則・同法施行法施行規則解説（命令編）』学芸図書，1949年。
- 鈴木慎一郎「東北大学教育学部における小学校教員養成—宮城師範学校から東北大学教育学部へ—」『地域学論集』第9巻第3号，2013年，pp. 21-36。
- 高橋寛人「CIEの会議報告書から見た占領初期における教師教育改革」『戦後教育史研究』第24号，2010年，pp. 1-16。
- 同「教員養成・資格に関する教育刷新委員会の建議への文部省とCIEの対応—占領下における「教員養成制度刷新要綱案」作成経緯の検討—」『横浜市立大学論叢 人文科学系列』Vol.63 No.2，2012年，pp. 1-39。
- 千葉昌弘「教育学研究と教員養成教育における統合と分離をめぐる問題—東北大学教育学部と宮城教育大学を事例として—」『日本教師教育学会年報』第9号，2000年，pp. 34-39。
- TEES研究会編『「大学における教員養成」の歴史的研究—戦後「教育学部」史研究』学文社，2001年。
- 東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史4 部局史1』東北大学教育研究振興財団，2003年。
- 橋本美保「占領期における師範学校のカリキュラム改革—「大学に於ける教育学科のカリキュラム」の編成過程を中心に—」『日本の教育史学』第46集，2003年，pp. 124-143。
- 牧昌見『教育原理の研究—教職に関する科目』ぎょうせい，1992年。
- 宮城県教育委員会編『宮城県教育百年史 第3巻 昭和後期編』帝国地方行政学会，1975年。
- 山田昇「「大学における教員養成」と教員養成の研究」『教育学研究』54（3），1987年，pp. 247-257。